

# 海外旅行傷害保險 Travel Insurance

2017年3月1日以降  
始期契約用



# 契約タイプと保険料

2017年3月1日以降  
始期契約用

ご希望の契約タイプを選び、申込書の「契約タイプ」欄にご記入ください。

下記に該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ1,000万円の **契約タイプ11** をお選びください。\*

- ①被保険者（ご旅行者＝保険の対象となる方）が保険始期日（旅行出発日）において、満15歳未満の場合
- ②被保険者（ご旅行者＝保険の対象となる方）のご年齢にかかわらず、ご契約者と被保険者が異なり、申込書に被保険者同意署名がない場合

\*上記①または②に該当する場合で、同種の補償内容の他の保険契約等があるときは、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ他の保険契約等と合算で、1,000万円以下としてください。

\*被保険者が保険始期日（旅行出発日）において満71歳以上の場合は次のとおりとなります。

- ◆71歳～75歳までの方…… **契約タイプ11**
- ◆76歳以上の方……取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

契約タイプ		15歳～70歳までの方 (タイプ11もお選びいただけます。)					0歳～14歳 71歳～75歳 までの方
		16	15	14	13	12	11
保険金額	傷害死亡	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	2,000万円	2,000万円	2,000万円	1,500万円	1,500万円	1,000万円
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
	賠償責任	1億円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	携行品	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
	航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円

保険期間（ご旅行期間）	お支払いいただく保険料					
1日まで	3,240円	2,890円	2,540円	2,190円	2,020円	1,830円
2日まで	5,110円	4,490円	3,860円	3,200円	2,890円	2,540円
3日まで	6,780円	5,930円	5,080円	4,180円	3,750円	3,270円
4日まで	8,210円	7,160円	6,110円	4,980円	4,440円	3,830円
5日まで	9,610円	8,430円	7,250円	5,940円	5,310円	4,600円
6日まで	11,830円	10,330円	8,830円	7,170円	6,370円	5,480円
7日まで	13,160円	11,500円	9,850円	8,000円	7,100円	6,110円
8日まで	14,110円	12,350円	10,600円	8,600円	7,630円	6,570円
9日まで	15,240円	13,370円	11,490円	9,320円	8,270円	7,120円
10日まで	16,470円	14,430円	12,370円	10,000円	8,850円	7,590円
11日まで	17,690円	15,490円	13,280円	10,730円	9,500円	8,150円
12日まで	18,620円	16,320円	14,010円	11,320円	10,020円	8,580円
13日まで	20,250円	17,690円	15,140円	12,200円	10,770円	9,200円
14日まで	21,060円	18,430円	15,800円	12,730円	11,240円	9,610円
15日まで	21,900円	19,170円	16,440円	13,230円	11,680円	9,970円
17日まで	23,350円	20,450円	17,550円	14,130円	12,470円	10,650円
19日まで	25,770円	22,520円	19,260円	15,460円	13,620円	11,610円
21日まで	27,520円	24,090円	20,660円	16,630円	14,680円	12,530円
23日まで	29,890円	26,070円	22,240円	17,740円	15,560円	13,180円
25日まで	31,730円	27,610円	23,480円	18,600円	16,230円	13,650円
27日まで	33,570円	29,110円	24,660円	19,450円	16,920円	14,190円
29日まで	35,360円	30,580円	25,800円	20,230円	17,520円	14,600円
31日まで	36,500円	31,540円	26,590円	20,770円	17,930円	14,890円
34日まで	36,280円	31,480円	26,670円	20,970円	18,190円	15,210円
39日まで	38,280円	33,500円	28,720円	23,040円	20,280円	17,260円
46日まで	42,180円	37,250円	32,320円	26,380円	23,520円	20,340円
53日まで	47,130円	41,900円	36,670円	30,360円	27,340円	23,920円
2ヶ月まで	52,750円	47,250円	41,740円	34,960円	31,730円	28,030円
3ヶ月まで	67,540円	61,100円	54,670円	46,590円	42,780円	38,290円
4ヶ月まで	90,080円	82,270円	74,460円	64,360円	59,640円	53,930円
5ヶ月まで	112,490円	103,250円	94,020円	81,850円	76,200円	69,250円
6ヶ月まで	134,760円	124,070円	113,390円	99,150円	92,570円	84,370円
7ヶ月まで	157,330円	145,130円	132,950円	116,610円	109,080円	99,630円
8ヶ月まで	179,890円	166,240円	152,610円	134,160円	125,680円	114,970円
9ヶ月まで	203,060円	187,890円	172,730円	152,130円	142,680円	130,680円
10ヶ月まで	225,890円	209,210円	192,550円	169,810円	159,390円	146,120円
11ヶ月まで	248,100円	229,970円	211,860円	187,020円	175,650円	161,130円
1年まで	270,880円	251,240円	231,640円	204,670円	192,340円	176,550円

# 補償内容

海外旅行でケガや病気、盗難等にあったら・・・せっかくの旅行も台なしです。  
こうしたリスクを幅広くカバーする補償とサービスで、安心の旅行に出かけませんか？

## ケガや病気の補償

### 傷害死亡保険金 疾病死亡保険金



- 旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

### 傷害後遺障害保険金



- 旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

### 治療・救援費用保険金



- 旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

## 持ち物に関する補償

### 携行品損害保険金



- デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

### 航空機寄託手荷物保険金



- 航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、やむを得ず身の回りの品を買った場合

## 他人にケガ等をさせてしまったときの補償

### 賠償責任保険金



- 人にケガをさせてしまった場合

### 賠償責任保険金



- 他人の物を壊してしまった場合

## ゼネラル保険の安心サービス

### 日本語救急サービス

日本エマージェンシーアシスタンス社を通じ、世界12拠点に直営のアシスタンスセンターを設置し日本語による救急サービスをご提供しております。  
年中無休、24時間体制でご連絡を受け付け、医師の紹介・手配などを含めた万全のサービスをお届けします。

日本語による相談(ワールドフリーフォンまたはコレクトコール)

お客様

事故の受付、  
適切なアドバイス  
医師の紹介 等

日本エマージェンシー  
アシスタンス

# 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

- ・「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ、被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。被保険者とは、ご旅行者（保険の対象となる方）をいいます。
- ・ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※ 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ① 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ② 保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 戦争、内乱等 <sup>[注1]</sup> ④ 放射線照射、放射能汚染 ⑤ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥ 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ⑦ 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧ <b>海外旅行開始前または終了後に発生したケガ</b> ⑨ 「補償対象とならない運動等」 <sup>[注2]</sup> を行っている間に被ったケガ ⑩（傷害後遺障害保険金のみ） むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて) 傷害後遺障害保険金額の4%～100% ※ 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	上記①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ・妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病による治療費用 ・海外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療費用 ・ <b>海外旅行開始前または終了後に発生したケガ</b> ・ <b>海外旅行開始前に発病した病気</b> ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・「補償対象とならない運動等」 <sup>[注2]</sup> を行っている間に被ったケガまたは山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）を行っている間に発病した高山病の治療費用
ケガまたは病気に関する補償	◆治療費用部分◆ ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後 <b>72時間を経過するまでに</b> 医師の治療を受けられた場合 <sup>[注3]</sup> ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症 <sup>[注4]</sup> により、旅行終了日からその日を含めて <b>30日を経過するまでに</b> 医師の治療を受けられた場合  <sup>[注3]</sup> 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りませ。 <sup>[注4]</sup> 特定の感染症とは？ 被保険者が治療を開始した時点における「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類から四類の感染症をいいます。  ◆救済費用部分◆ ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、 <b>3日以上</b> 続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。） ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて <b>30日以内</b> に死亡された場合 ⑤ 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合  ◆治療費用部分・救済費用部分共通のご注意◆ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分	◆治療費用部分◆ 下記の費用で実際に支払われた治療費用のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の①～③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて <b>180日以内</b> に必要となった費用に限りませ。） ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。） ② 治療に伴い必要となった通訳雇入費用、交通費 ③ 義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④ 入院のために必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費（1回のケガ、病気については5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用  ◆救済費用部分◆ 保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ① 捜索救助費用 ② 救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで） ③ 救済者の宿泊施設の客室料（救済者3名分かつ1名につき14日分まで） ④ 救済者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで） ⑤ 現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。） ⑥ 遺体処理費用（100万円まで）	上記①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ・妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病による治療費用 ・海外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療費用 ・ <b>海外旅行開始前または終了後に発生したケガ</b> ・ <b>海外旅行開始前に発病した病気</b> ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・「補償対象とならない運動等」 <sup>[注2]</sup> を行っている間に被ったケガまたは山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）を行っている間に発病した高山病の治療費用  <sup>[注2]</sup> 「補償対象とならない運動等」とは下記の危険な運動をいいます。 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。）、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）、操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）、搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
治療・救済費用保険金	◆治療費用部分◆ ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、 <b>3日以上</b> 続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。） ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて <b>30日以内</b> に死亡された場合 ⑤ 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合  ◆治療費用部分・救済費用部分共通のご注意◆ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分	疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①～④に加え、たとえば、 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・妊娠、出産、早産、流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病 ・山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）を行っている間に発病した高山病
疾病死亡保険金	① 海外旅行中に病気で死亡された場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気 <sup>[注3]</sup> により、旅行終了後 <b>72時間を経過するまでに</b> 医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて <b>30日以内</b> に死亡された場合 ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症 <sup>[注4]</sup> により、旅行終了日からその日を含めて <b>30日以内</b> に死亡された場合	損害賠償金額の額 ※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	上記③、④に加え、たとえば、 ・保険契約者または被保険契約者の故意 ・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ・航空機、船舶 <sup>[注6]</sup> 、車両 <sup>[注7]</sup> 、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族に対する賠償責任  <sup>[注6]</sup> ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 <sup>[注7]</sup> レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスクーター等はお支払いの対象となります。
賠償責任補償	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物 <sup>[注5]</sup> に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合  <sup>[注5]</sup> レンタル会社より保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、居住施設内の部屋・部屋内の動産（建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。）を含みます。	(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした) 損害額 <sup>[注9]</sup> ※ 乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※ 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※ お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超えるご契約の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。  <sup>[注9]</sup> 損害額とは？ 修理費または時価額のいずれか低い方をいい、自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地で負担した場合に限りませ。）、交通費、宿泊費も含みます。）、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に被保険者が支出した費用等をいいます。	上記①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物の欠如または自然の消耗、さび、かび、変色、虫喰い等 ・ <b>携行品の置き忘れまたは紛失</b> ・「補償対象とならない運動等」 <sup>[注2]</sup> を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。）
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品 <sup>[注8]</sup> が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合  <sup>[注8]</sup> 携行品とは？ カメラ、カバン、衣類等、被保険者が携行する、被保険者所有の身の回り品をいいます。ただし、居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内）にある間、携行しない別送品および下記のものには保険の対象に含まれませ。 ◇現金、小切手 ◇クレジットカード、定期券 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇稿本、設計書、図案、帳簿等の書類 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物 ◇ウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具 など	実際に支出した費用（負担することを予定していた金額等を除きます。） ※ 1回の事故について10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、 <b>96時間以内に目的地において負担した費用</b> に限りませ。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。	上記①～④に加え、たとえば、 ・保険契約者、被保険者の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波
航空機寄託手荷物遅延等費用保険金	航空機への搭乗時に被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、その航空機が目的地に着後 <b>6時間以内</b> に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから <b>96時間以内</b> に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合	戦争危険等免責に関する一部修正特約 テロ行為によるケガ等も保険金支払いの対象となります。	
自動セットされる特約の概要	一時帰国中補償特約 保険期間が3ヶ月以上の場合にのみ、自動的にセットされます。	通常、一時帰国した場合、住宅に帰着した時点で保険責任は終了しますが、海外に長期滞在（3ヶ月以上）をする場合は、帰国当日および次に掲げる期間も旅行行程中とみなしてこの保険契約にもとづく保険金（傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救済費用保険金、疾病死亡保険金、賠償責任保険金）に限りませ。 a. 被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間 b. 被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して90日間	

